6　国内に住所を有する個人が特定寄附信託異動申告書を提出する日の前日において住民票に記載されていない者である場合には、その者の外国人登録証明書及び外国人登録原票の写し、第十八条の十二第二項第二号ロに規定する外国人登録原票の記載事項証明書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これらに類するもの（その者の氏名及び住所の記載があるもので当該特定寄附信託異動申告書を提出する日前六月以内に作成されたものに限る。）は、前項において準用する同条第二項第一号に規定する書類とみなす。

7　特定寄附信託の受託者は、当該特定寄附信託の信託財産につき帳簿を備え、当該特定寄附信託の委託者別に、当該信託財産に係る特定寄附信託契約の締結年月日及び期間、その特定寄附信託契約締結時の信託の元本の額、当該信託財産につき生じた利子等の金額、当該信託財産から支出される寄附金の額及び委託者に交付される金額並びにその支出又は交付をした年月日、その寄附金を受領した法人又は所得税法第七十八条第三項に規定する特定公益信託の受託者の名称及び所在地並びに当該特定公益信託の名称その他の事項を明らかにしなければならない。

8　特定寄附信託の受託者は、委託者から提出された特定寄附信託申告書又は特定寄附信託異動申告書を受理した場合には、これらの申告書の写しを作成しなければならない。ただし、これらの申告書に記載された事項を前項の帳簿に記載する場合には、この限りでない。

9　特定寄附信託の受託者は、その作成した第七項の帳簿並びに前項の特定寄附信託申告書及び特定寄附信託異動申告書の写しを、当該特定寄附信託に係る委託者別に整理し、当該帳簿及びこれらの申告書に係る特定寄附信託が終了した日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

10　法第四条の五第六項の規定により所得税法第七十八条の規定が適用される場合における所得税法施行規則第四十七条の二の規定の適用については、同条第三項中「書類と」とあるのは「書類（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項（特定寄附信託の利子所得の非課税）に規定する特定寄附信託（以下この項において「特定寄附信託」という。）の信託財産から支出した寄附金にあつては、当該寄附金が特定寄附信託の信託財産から支出されたものである旨及び当該寄附金と併せて寄附した同条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分の金額の記載があるものに限る。）と」とする。

11　法第四条の五第六項の規定により法第四十一条の十八の二又は第四十一条の十八の三の規定が適用される場合における第十九条の十の三及び第十九条の十の四の規定の適用については、第十九条の十の三及び第十九条の十の四第十項第一号中「住所」とあるのは「住所並びに法第四条の五第一項に規定する特定寄附信託（以下この条において「特定寄附信託」という。）の信託財産から支出した寄附金にあつては、当該寄附金が特定寄附信託の信託財産から支出されたものである旨及び当該寄附金と併せて寄附した同項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分の金額」とする。

第三条の十八第二項第一号中「（以下この条」を「（以下この号、次項第二号及び第二十三項」に改め、同項第二号中「第五条の二第五項第四号」を「第五条の二第七項第四号」に改め、同項第三号中「第五条の二第五項第五号」を「第五条の二第七項第五号」に改め、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号中「次項第六号、第四項第六号及び第八項第四号」を「次項第八号、第五項第六号及び第十二項第四号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六　当該非課税適用申告書を提出する者が法第五条の二第三項に規定する外国年金信託（以下この号及び次項第六号において「外国年金信託」という。）の受託者である場合には、外国年金信託の受託者である旨、当該外国年金信託の名称及び当該外国年金信託の設定の根拠となる外国の法令の名称

七　当該非課税適用申告書を提出する者が法第五条の二第四項に規定する組合契約（以下この条において「組合契約」という。）に係る同項に規定する組合財産（以下この条において「組合財産」という。）又は同項に規定する信託（以下この条において「特例対象信託」という。）の信託財産に属する旨、当該組合契約に係る組合（以下この条において「特例対象組合」という。）又は当該特例対象信託の名称及び事務所等所在地（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める所在地をいう。以下この条及び次条第二項第七号において同じ。）並びに当該特例対象組合又は当該特例対象信託の法第五条の二第四項に規定する業務執行者等（以下この条において「業務執行者等」という。）の氏名又は名称及び住所等

イ　国内に当該特例対象組合又は当該特例対象信託の事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この号において「事務所」という。）を有する場合　国内にある事務所（国内に事務所が二以上あるときは、そのうち主たるものとする。）の所在地（当該特例対象組合又は当該特例対象信託の主たる事務所が国外にある場合にあつては、国内にある主たる事務所の所在地を含む。）

ロ　イに掲げる場合以外の場合　国外にある事務所（国外に事務所が二以上あるときは、そのうち主たるものとする。）の所在地

第三条の十八第三項中「第三条第三項に規定する書類」を「第三条第三項本文に規定する特例書類（第一号において「特例書類」という。）」に改め、同項第一号中「施行令第三条第三項に規定する」を「当該」に、「第五条の二第十六項」を「第五条の二第十八項」に改め、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六　第二号に規定する非居住者又は外国法人が外国年金信託の受託者である場合には、外国年金信託の受託者である旨、当該外国年金信託の名称及び当該外国年金信託の設定の根拠となる外国の法令の名称

七　第二号に規定する非居住者又は外国法人が組合契約に係る組合財産又は特例対象信託の信託財産に属する振替国債又は振替地方債の利子につき支払を受ける場合には、その振替国債又は振替地方債が組合契約に係る組合財産又は特例対象信託の信託財産に属する旨、特例対象組合又は当該特例対象信託の名称及び事務所等所在地並びに当該特例対象組合又は当該特例対象信託の業務執行者等の氏名又は名称及び住所等

第三条の十八第四十三項中「第三条第四十九項」を「第三条第五十項」に、「第十二項」を「第十六項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十二項中「第五条の二第二十一項第三号又は第二十二項第三号」を「第五条の二第二十三項第三号又は第二十四項第三号」に、「第三条第四十六項又は第四十八項」を「第三条第四十七項又は第四十九項」に、「同条第四十九項」を「同条第五十項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十一項中「第三条第四十六項及び第四十八項」を「第三条第四十七項及び第四十九項」に、「第十二項」を「第十六項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十項中「第五条の二第二十一項第三号及び第二十二項第三号」を「第五条の二第二十三項第三号及び第二十四項第三号」に改め、同項第一号中「第五条の二第二十一項第三号」を「同条第二十四項第三号」に、「同条第二十一項第三号」を「同条第二十三項第三号」に改め、同項第三号中「第五条の二第二十一項又は第二十二項」を「第五条の二第二十三項又は第二十四項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第三十九項中「第三条第四十四項」を「第三条第四十五項」に、「第三十二項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十八項中「第三条第四十二項」を「第三条第四十三項」に、「同条第四十三項」を「同条第四十四項」に、「同条第四十四項」を「同条第四十五項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十七項中「第三条第四十四項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十六項中「第三条第四十二項」を「第三条第四十三項」に、「同条第十項」を「同条第十二項」に改め、同項第一号中「第五条の二第九項」を「第五条の二第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「が適格外国証券投資信託」を「が適格外国証券投資信託等」に改め、同項第三号中「第十三項第三号」を「第十七項第三号」に、「第十四項第三号」を「第十八項第三号」に改め、同項に次の一号を加える。

四　前項第四号に規定する特例対象組合又は特例対象信託の名称及び事務所等所在地　第二号に規定する非課税適用申告書を提出した者が組合員等である特例対象組合又は特例対象信託の名称及び事務所等所在地